

大学共同利用機関として備えるべき要件（案）

※【 】は、「審議のまとめ」からの変更

1. 基本的事項（大学共同利用機関としての基本的な性格を示すもの）

- 法令等に規定される研究分野及び目的等について、大学における学術研究の発展に資するための大学の共同利用の研究所であること **【追加】**

2. 項目別整理（1. の趣旨を具体的に示したもの）

＜運営面＞

- 開かれた運営体制の下、各研究分野における国内外の研究者コミュニティの意見を踏まえて運営されていること **【修正】**

＜中核拠点性＞

- 各研究分野に関わる大学や研究者コミュニティを先導し、長期的かつ多様な視点から、基盤となる学術研究や最先端の学術研究等を行う中核的な学術研究拠点であること **【修正】**

＜国際性＞

- 国際共同研究を先導するなど、各研究分野における国際的な学術研究拠点としての機能を果たしていること **【修正】**

＜研究資源＞

- 最先端の大型装置や貴重な学術資料・データ等の、個々の大学では整備・運用が困難な卓越した学術研究基盤を保有・拡充し、これらを国内外の研究者コミュニティの視点から、持続的かつ発展的に共同利用・共同研究に供していること **【修正】**

＜新分野の創出＞

- 社会の変化や学術研究の動向に対応して、新たな学問分野の創出や展開に戦略的に取り組んでいること **【修正】**

＜人材育成＞

- 優れた研究環境を生かし、大学院生を含む若手研究者などの人材育成やその活躍の機会の創出に貢献していること **【修正】**

＜社会との関わり＞

- 広く成果等を発信し、社会の多様な課題解決に向けて取り組んでいること **【追加】**